

誓約書

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 1 私（及び法人の役員等）は、盛岡市暴力団排除条例（平成27年盛岡市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私（及び法人の役員等）は、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者ではありません。
- 3 提出書類の内容に虚偽や権利等の侵害はありません。
- 4 誓約事項の証拠となる書類等について、盛岡市から求めがあった場合は、速やかに提出します。
- 5 登録後、同内容に虚偽や権利等の侵害があると判断された場合は、登録を取り消すことに異議の申立てを行いません。

令和 年 月 日

盛岡市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団の構成員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団の構成員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団の構成員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団の構成員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者と商行為等を行う者

※ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年3月25日条例第9号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

（利益付与処分に関する措置）

第9条 市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（前条及び次条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する処分並びに法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

2 市長等及び指定管理者は、利益付与処分を受けた者が暴力団員等に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消すことができる。